○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等

平成24年9月14日 第 3 4

(農山漁村振興課) ……9

(農山漁村振興課) ………9

(農山漁村振興課) ………9

(農山漁村振興課) ………10

目 次 示 (第1586号 - 第1610号) ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………] ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……2 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ………2 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ………3 (社会活動推進課) ……3 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……3 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ………4 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ………5 ○漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等 (水産振興課) ……5 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……7 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……7 ○県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ……8 ○県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ……8 ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ………8 ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ………8

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所	所等 (農山漁村振興課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
公告		
○落札者等の公示	(総務事務センター)	11
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業	業再評価検討委員会の開催	
	(建築都市総務課)	12
○福岡県県政テレビ広報業務の委託に係る	る企画提案公募	
	(県民情報広報課)	12
公安委員会		
○教習指導員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会	(初心者に対する講習会) の	
開催	(警察本部生活保安課)	14
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会	(経験者に対する講習会) の	
開催	(警察本部生活保安課)	15
告示		
福岡県告示第1586号		
特定非営利活動促進法(平成10年法律領	第7号)第25条第4項の規定に基	でき、特定非
WANTALUL	1000 日月放日本にし、一当	

営利沽動法人の定款変更の認訨甲請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小 川

申請のあった年月日

平成24年8月22日

申請に係る特定非営利活動法人

福岡市博多区東公園7番7 福岡市博多区奈良屋町3番1 発行] 作成]

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

每週火金曜

汨

(1) 名称

特定非営利活動法人 学童保育協会

(2) 代表者の氏名

楠 凡之

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字新多1543番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学童保育指導員(放課後児童指導員)等に対して(1)学童保育指導員に求められる専門的な力量を培っていくための研修事業の実施、(2)学童保育指導員に求められる指導力量を系統的に培っていくための総合的な教育課程に基づいた学童保育指導員の資格の認定講習の実施、(3)有資格者を配置する学童保育所の運営事業の実施、(4)資格取得後の継続的な研修や相互学習の機会の保障に関する事業を行ない、学童保育所の子ども達だけでなく、すべての児童の豊かな生活世界の保障に寄与する取り組みを進めることを目的とする。

福岡県告示第1587号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1588号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか
- 2 意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

児童生徒の登校時間帯にあたるため、下校時間帯同様、児童生徒の交通安全確保を十分図っていただくとともに、通学路にあたる小中学校の関係者に十分な説明を行っていただきたい。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮なし
- (4) 防災・防犯対策への協力 なし
- (5) 騒音の発生に係る事項 騒音規制法第2種区域指定となっており、周辺地域に特に配慮していただきたい
- (6) 廃棄物に係る事項等

なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

なし

(8) その他

なし

福岡県告示第1589号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成24年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人地域インターネットフォーラム

(2) 代表者の氏名丸山 泉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市山隈273番地20

(4) 定款に記載された目的

この法人は、Web機能をもつ地域ポータルサイトを構築し、このサイトを核に、地域団体や地域住民と協働して、地域情報の集約、発信及び情報技術を活用したサービスの提供、ならびに地域住民相互の交流に関する事業を行い、地域の情報化ならびに地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1590号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
 平成24年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 サポートステーションちくぜん

(2) 代表者の氏名

畑 雄一

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県鞍手郡鞍手町中山2377番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県鞍手郡鞍手町の地域の方々及び会員同士の相互協力と連帯融和、関係機関との連携を図りながら、要介護、要支援認定を受けられているいないに関係なく、介護や支援を必要としている、または望んでいる高齢者の方、身体障害者の方への福祉サービスと視覚障害を持つ三療師も機能訓練士として参加することができる施設を運営し、弱者が弱者を支え合う新しいボランティアの形を実践していく。また、身体障害者の身体機能に合わせた就職に関する相談や技術能力開発、就職準備プランの作成も行い、視覚障害者に対しては、就職及び開業に関する相談や実務・ビジネスマナーの指導、生涯教育(技術指導)セミナーを行っていくことで、明るい地域社会づくり、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1591号

田川郡呉土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

	氏		名	住	所
加	治	忠	-	田川郡香春町大字採銅所4697番地	

伊	藤	信 勝	田川市大字伊田4163番地 1	
植	田	静 夫	田川郡香春町大字鏡山420番地3	
中	山	達雄	〃 〃 〃 1644番地 1	
岩	村	正 和	〃 〃 〃 145番地	
南	野	昭 治	〃 〃 〃 503番地2	
中	村	欣 一	〃 〃 大字高野438番地	
柴	﨑	力	〃 〃 〃 537番地3	
田	中	利 英	〃 / 大字香春1203番地 1	
富	村	憲 司	〃 〃 〃 1359番地	
梅	梅林募		〃 〃 〃 2047番地	
大	嶋	勝弘	田川市大字夏吉172番地 2	
原	田	勉	〃 〃 1700番地	
永	井	春 松	〃 〃 789番地	
宮	崎	武 士	〃 〃 822番地 2	
木	戸	孝 一	田川郡福智町伊方3007番地2	

2 退任監事

	氏		名	住所
İ	平 根	忠	平	田川郡香春町大字鏡山1089番地1
=	宇 田	Ξ	治	〃 〃 大字高野129番地
E	白 本	末	俊	〃 〃 大字香春1221番地
ł	雪 川	信	幸	田川市大字夏吉1556番地 2
1	頁 藤	乃	式	鞍手郡鞍手町大字八尋1409番地

3 就任理事

_	-47	G	,		
		氏		名	住 所
	加	治	忠	_	田川郡香春町大字採銅所4697番地
	伊	藤	信	勝	田川市大字伊田4163番地 1
	植	田	静	夫	田川郡香春町大字鏡山420番地3
	中	Щ	達	雄	〃 〃 〃 1644番地 1
	岩	村	正	和	田川郡香春町大字鏡山145番地

南 野	昭 治	田川郡香春町大字鏡山503番地 2	
中 村	欣 一	〃 〃 大字高野438番地	
柴 﨑	カ	〃 〃 〃 537番地3	
白 本	末俊	〃 〃 大字香春1221番地	
正蔵寺	甲	〃 〃 〃 1323番地	
坂 本	讓	〃 〃 〃 1719番地1	
大 嶋	勝弘	田川市大字夏吉172番地 2	
原 田	勉	〃 〃 1700番地	
永 井	春 松	〃 〃 789番地	
宮崎	武 士	〃 〃 822番地 2	
木戸	孝 一	田川郡福智町伊方3007番地2	

4 就任監事

	氏		名	住
守	田	Ξ	治	田川郡香春町大字高野129番地
坪	根	忠	平	〃 〃 大字鏡山1089番地 1
富	村	憲	司	〃 〃 大字香春1359番地
皆	Ш	信	幸	田川市大字夏吉1556番地 2
須	藤	乃	式	鞍手郡鞍手町大字八尋1409番地

福岡県告示第1592号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- (第1工区) 嘉穂郡桂川町大字土師字中田3632番3、3632番7、3632番11及び3632番12並びに字唐原3994番4、3994番9及び3994番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第1593号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字上府字雨堤781番1、784番7、784番8、786番2及び787番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

札幌市手稲区新発寒6条一丁目5番80号

株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

福岡県告示第1594号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 公示番号 内区第1号
- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式こい養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 八女市黒木町大字大淵字向平
- ウ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
- (イ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ

- 9度50分、279メートルの点
- (ロ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ 4度15分、184メートルの点
- (ハ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ 8度25分、196メートルの点
- (二) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ 6度35分、287メートルの点

基点第1号 八女市矢部村大字矢部字日向神33-7日向神運動公園入口道路 東角

基点第2号 八女市黒木町大字大淵12001黒岩トンネル入口南角

- (2) 免許予定日 平成25年1月1日
- (3) 申請期間 平成24年10月1日から同年10月31日まで
- (4) 地元地区 八女市
- (5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

- (6) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
- 2 公示番号 内区第2号
- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで	

- イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外
- ウ 漁場の区域 基点第3号と基点第4号を結ぶ直線と基点第5号と基点第6号を 結ぶ直線の間の黄金川の区域

基点第3号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第4号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

- (2) 免許予定日 平成25年1月1日
- (3) 申請期間 平成24年10月1日から同年10月31日まで
- (4) 地元地区 朝倉市
- (5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

- (6) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
- 3 公示番号 内区第3号
- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外
- ウ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋(朝倉市屋永2716-
- 1及び朝倉市屋永3542-1)の下流端の線との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識 基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

- (2) 免許予定日 平成25年1月1日
- (3) 申請期間 平成24年10月1日から同年10月31日まで
- (4) 地元地区 朝倉市
- (5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

- (6) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
- 4 公示番号 内区第4号から第45号まで
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類 第2種区画漁業
 - イ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - ウ 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	免許の内容たるべき事項			
公小笛万	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	- 地元地区
内区第 4 号	こい養殖業	飯塚市蓮台寺376	宮の前中堤溜池の全 水域	飯塚市
内区第 5 号	こい養殖業	飯塚市蓮台寺918外	巡出溜池の全水域	飯塚市
内区第 6 号	にしきごい養殖業	飯塚市弁分444	今丸溜池の全水域	飯塚市
内区第 7 号	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬字一ッ家699 - 3	一ッ家溜池の全水域	飯塚市
内区第 8 号	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬796	小峠溜池の全水域	飯塚市
内区第 9 号	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬字鳥尾	ナギノ溜池の全水域	飯塚市
内区第10 号	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬字古賀の下	古賀ノ下溜池の全水 域	飯塚市
内区第11 号	こい養殖業	飯塚市高田1767 - 1	乱橋溜池の全水域	飯塚市
内区第12 号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂6丁目2- 1	水石谷池の全水域	筑紫野市
内区第13 号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂6丁目2- 6	中谷池の全水域	筑紫野市
内区第14 号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂1丁目5- 1	狐谷池の全水域	筑紫野市
内区第15 号	こい養殖業	筑紫野市塔原西2丁目 555-2外	原口池の全水域	筑紫野市
内区第16 号	ふな養殖業	筑紫野市塔原西1丁目 957-2	脇田池の全水域	筑紫野市
内区第17 号	こい養殖業	筑紫野市岡田93外	岡田池の全水域	筑紫野市
内区第18 号	にしきごい養殖業	宗像市村山田1400 - 1	青木原池の全水域	宗像市及 び福津市
内区第19 号	にしきごい養殖業	宗像市日の里5丁目2-4	蓮池の全水域	宗像市及 び福津市
内区第20 号	にしきごい養殖業	古賀市薦野197	鍋谷池の全水域	古賀市及 び福津市

第3429号
奉
ধ
业
逛
神
金曜日
平成 24年9月14日
7

内区第21 号	にしきごい養殖業	古賀市薦野282	小野池の全水域	古賀市及 び福津市
内区第22 号	にしきごい養殖業	古賀市薦野343外	山ノ神池の全水域	古賀市及 び福津市
内区第23 号	こい養殖業	糸島市大字井原2250	整理池の全水域	糸島市
内区第24 号	にしきごい養殖業	糸島市大字山北415	新池の全水域	糸島市
内区第25 号	にしきごい養殖業	糸島市大字山北289	山北池の全水域	糸島市
内区第26 号	にしきごい養殖業	糸島市大字山北259 - 1	井田池の全水域	糸島市
内区第27 号	にしきごい養殖業	古賀市小山田17	寺浦池の全水域	古賀市
内区第28 号	にしきごい養殖業	古賀市米多比708外	山ノ神下池の全水域	古賀市
内区第29 号	にしきごい養殖業	古賀市米多比712	山ノ神上池の全水域	古賀市
内区第30 号	にしきごい養殖業	古賀市小山田561	井堀池の全水域	古賀市
内区第31 号	にしきごい養殖業	古賀市谷山599	鍛冶ヶ浦池の全水域	古賀市
内区第32 号	にしきごい養殖業	福津市本木866 - 1	一築区池の全水域	福津市
内区第33 号	にしきごい養殖業	福津市本木5-1	小越池の全水域	福津市
内区第34 号	こい養殖業	宮若市稲光245	宇佐宮溜池の全水域	宮若市
内区第35 号	こい養殖業	宮若市稲光264 - 2	多々良溜池の全水域	宮若市
内区第36 号	にしきごい養殖業	宮若市黒丸1202	谷の上池の全水域	宮若市
内区第37 号	にしきごい養殖業	宮若市黒丸781 - 1	尾園池の全水域	宮若市
内区第38 号	にしきごい養殖業	宮若市山口4603	鳴水池の全水域	宮若市及 び福津市
内区第39号	にしきごい養殖業	嘉麻市中益915	コトゴモリ池の全水 域	嘉麻市及 び嘉穂郡 桂川町

内区第40 号	にしきごい養殖業	嘉麻市中益928	狸穴池の全水域	嘉麻市及 び嘉穂郡 桂川町
内区第41 号	こい養殖業	嘉麻市千手509	一丁五反溜池の全水 域	嘉麻市
内区第42 号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方484-1	大原溜池の全水域	田川郡福 智町
内区第43 号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方476	朝倉溜池の全水域	田川郡福 智町
内区第44 号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方1131 - 2	長迫溜池の全水域	田川郡福 智町
内区第45 号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方1174	栗川溜池の全水域	田川郡福 智町

- (2) 免許予定日 平成25年1月1日
- (3) 申請期間 平成24年10月1日から同年10月31日まで
- (4) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

(5) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

福岡県告示第1595号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 筑紫野市岡田一丁目7番地1 B202 田井 めぐみ

福岡県告示第1596号

Ø

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市杉塚七丁目430番1及び470番7から430番13まで並びにこれらの区域内の 道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道 株式会社

代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第1597号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営木城地区土地改良(暗渠排水)事業 変更計画書の写し	平成24年9月14日から 平成24年10月16日まで	川崎町役場

福岡県告示第1598号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営木城地区土地改良(農道整備)事業 変更計画書の写し	平成24年9月14日から 平成24年10月16日まで	川崎町役場

福岡県告示第1599号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。 平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	- 32	福岡市中央区天神2丁目13番 1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番 1号 株式会社福岡銀行本店ほか54 箇所 (今回変更した売りさばき所) 北九州市門司区本町1番5号 株式会社福岡銀行門司支店 福岡市中央区天神2丁目13番 1号 株式会社福岡銀行本店ほか54 箇所 (今回変更した売りさばき所) 北九州市門司区栄町2-9 株式会社福岡銀行門司支店	平成24年 10月22日

福岡県告示第1600号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年12月16日農林水産省告示第1882号(1に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1601号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在

場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年12月16日農林水産省告示第1881号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1602号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年9月30日福岡県告示第1459号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1603号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年9月25日福岡県告示第1422号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1604号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施 業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年9月25日福岡県告示第1419号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1605号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施 業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年6月30日農林水産省告示第979号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1606号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大野城市横峰一丁目25番1から25番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 福岡市博多区山王2丁目1番16号

株式会社 オークス建設

代表取締役 安武 信次

福岡県告示第1607号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市山隈字東山223番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市山隈223番地の6

有限会社 江崎電機

代表取締役 江崎 益雄

福岡県告示第1608号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 福津市津屋崎六丁目1608番1から1608番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号

株式会社 アスト

代表取締役 岩永 政浩

福岡県告示第1609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長(メートル)
久留米	県道	久留米 如	前	人留米市田主丸町長栖380 番1先から 久留米市田主丸町長栖577 番1先まで	7.0 ~	70.0
八田小		浮羽線	後	久留米市田主丸町長栖380 番1先から 久留米市田主丸町長栖577 番1先まで	7.8 ~	70.0

福岡県告示第1610号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路種	がかり		路線	名	変前	後	更別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
飯塚	県道		飯	塚	幼		前		飯塚市蓮台寺1053番 1 先から ら 飯塚市津原1035番先まで	11.5 ~ 79.0	4,745.0
以 少	宗 担		穂	波	線		後		飯塚市蓮台寺1053番 1 先から ら 飯塚市津原1143番 1 先まで	11.5 ~ 79.0	4,963.0

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 案件名

普通旋盤(備出6)

2 調達物品名及び数量

普通旋盤 5台

- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

4 落札日

平成24年8月17日

 $\mathbb{I}_{\mathcal{D}}$ 6

뿂

汨

皿

- 5 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名

関東物産株式会社 福岡営業所

(2) 住所

福岡市中央区天神4丁目1番18号 第一サンビル

6 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 30.345.000円

- 7 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入机
- 8 入札公告日

平成24年7月6日

公告

平成24年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会(第1回)が次 のように公開されるので、公告する。

平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成24年10月5日 午後1時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

- 3 予定議案
- (1) 街路事業(都市計画道路本郷基山線)について
- (2) 街路事業(都市計画道路場上野線)について
- (3) 街路事業(都市計画道路那珂川宇美線(小倉工区)) について
- (4) 下水道事業(宝満川上流流域下水道事業)について
- 4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、

開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を 超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県建築都市部建築都市総務課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3705)

公告

次のとおり福岡県県政テレビ広報業務の委託に係る企画提案を募集します。 平成24年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県県政テレビ広報業務の委託に係る提案(詳細は、提案説明書によるほか、説 明会を開催する。)

2 参加資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件(共同体で参加する場合は(1)から(7)までの条件)を 全て満たしていること。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契 約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡 県告示第17号) | を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者) (共同 体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること
- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再 生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- (5) 過去にテレビ番組の制作・放送の実績を有し、かつ、制作した番組について、県 内民放テレビ局における放送を確保できる者であること。

- (6) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。
- (7) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。
- 3 手続等
- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

〒812 − 8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092-643-3102

(2) 提案説明書の交付

ア期間

この公告の日から平成24年9月27日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア日時

平成24年9月28日(金)午前10時00分から

イ 場所

福岡県庁総務部会議室(北棟8階)

- (4) 提案参加申込み
 - ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 申込期限

平成24年10月12日(金)午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)。

- (5) 提案書の提出
 - ア期限

平成24年10月31日 (水) 午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)。

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。評価に当たって は、県庁内に評価委員会を設け審査する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第246号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号 イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項の規定により、次のように公示する

平成24年9月14日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審查

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項	目	場 所	審査種別
平成24年10月15日(月) 午前9時から午後3時まで	知	識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成24年10月16日(火) 午前9時から午後5時まで	知	識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成24年10月17日(水) 午前9時から午後5時まで	技	能	飯塚市大字川津95番地 飯塚自動車学校	普通通普通二大普自二二
平成24年10月22日(月) 午前9時から午後5時まで	技	能	久留米市大善寺南1丁目3番3号 大善寺自動車学校	大型·中型 ·大特·牽引大型二種 ·中型二種

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無 背景、縦3センチメートル、横24センチメートルのもの)、審査自動車を運転 することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)を複写したもの及び審査 手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	15,000 円
普通免許	11,800 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,450 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850 円

- イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であるこ とを証する書面を併せて提出すること。
- ウ 審査申請書の用紙は福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して 80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還 は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月1日(月曜日)までの(福岡県 の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。

) 午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月1日(月曜日)までの 消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運 転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておく
- (3) 審査に合格した者に対しては教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれ かに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免 許試験課に対して行うこと。

連絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第253号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟 銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するの で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により 告示する。

汨

平成24年9月14日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
- (1) 講習会の日時

平成24年10月16日(火) 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科目
10:00 ~ 15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30 ~ 16:30	講習結果に対する考査
16:30 ~ 17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成24年9月14日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成24年10月17日 (水) 13:30~16:30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成24年10月19日 (金) 13:30~16:30	朝倉市甘木225番地 1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成24年10月25日 (木) 13:30~16:30	豊前市大字荒堀535番地 1 豊前警察署 会議室	豊前警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第254号